

令和3年（2021年）11月

すみれが丘小学校区地区防災計画



宝塚市すみれが丘小学校区まちづくり協議会
「コミュニティすみれ」

目 次

1. 基本方針	1
2. 計画対象地区と策定主体	2
(1) 計画対象地区	2
(2) 計画策定主体	2
3. 地区の特性と予想される災害	3
(1) 地区の特性	3
(2) 過去の災害	6
(3) 想定される災害	7
4. すみれが丘小学校区防災委員会の防災活動の動内容	8
(1) 平常時の取組	8
(2) 災害時の取組	8
(3) 災害発生後の活動	9
(4) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	9
5. 地区の防災対策	10
(1) 防災体制	10
(2) 活動体制	12
(3) 情報伝達／地区の連絡網	14
(4) 関連施設	15
(5) 防災資器材等	16
(6) 地区防災マップ	17
(7) 地区防災訓練の実施	17

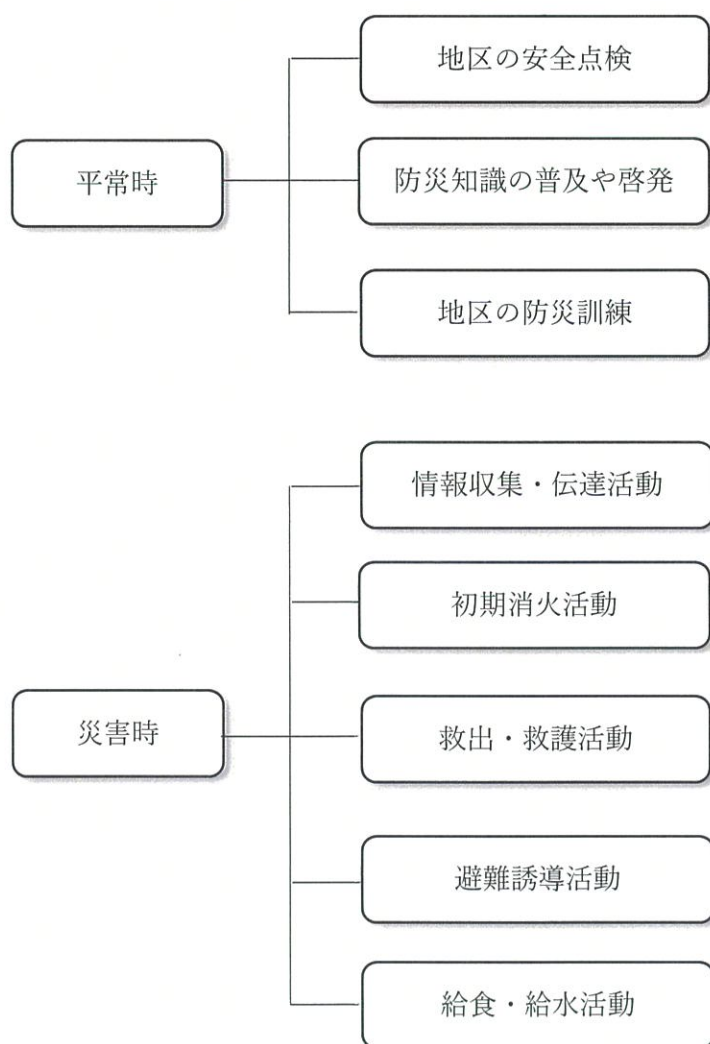
別紙 地区防災マップ

1. 基本方針

阪神大震災では、宝塚市全域で大きな被害が発生しました。さらに、昨今では気候変動に起因した異常気象による風水害により日本各地で大きな被害が発生しています。

地震や風水害、土砂崩れなどの災害が発生した直後は、市、消防や警察などの防災機関などによる「公助」が十分に対応できない可能性があり、自らを守る「自助」、地域コミュニティによる「共助」により人命を守る行動が重要となります。すみれが丘小学校区では、「災害に強くみんなで助け合えるまち」にしようという考えを基本方針として、「すみれが丘小学校区地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

すみれが丘小学校区自主防災組織の役割



2. 計画対象地区と策定主体基本方針

(1) 計画対象地区

「すみれが丘小学校区地区防災計画」は表-2.1 の地区を対象として定めます。

表-2.1 すみれが丘小学校地区防災計画の対象地域

(宝塚市住民基本台帳人口 (令和2年7月末現在))

番号	住所		世帯数	人口	男女比率		年齢別割合 (%)			事業所数
					男性	女性	0-14歳	15-64歳	65歳以上	
1	すみれが丘	1丁目	493	1,171	45%	55%	12%	61%	27%	12
2	すみれが丘	2丁目	829	1,904	46%	54%	8%	67%	26%	24
3	すみれが丘	3丁目	1,692	4,243	47%	53%	11%	72%	17%	12
5	御殿山	4丁目	400	859	48%	52%	10%	54%	37%	7
計			3,414	8,177	47%	53%	10%	67%	23%	55

(2) 計画策定主体

「すみれが丘小校区地区防災計画」は、ラ・ビスタ宝塚団地自治会防災部が主体となって定めます。

表-2.2 すみれが丘小学校地区の関係団体

団体名 (自治会、民生児童委員)	団体名 (管理組合自主防災組織)	その他
ラ・ビスタ宝塚団地自治会	ラ・ビスタ宝塚団地管理組合	エコタウン
御殿山北自治会	サウステラス管理組合	ファーストヒルズ
すみれが丘小学校区民生児童委員・主任児童委員	ラ・メゾン管理組合	
	プラーザコムズ管理組合	
	ウエストウイング管理組合	
	オクシア管理組合	
	ノースハイツ管理組合	
	レフィナス管理組合	
	エスティオ1番館管理組合	
	エスティオ2番館管理組合	
	イーストヴィラ管理組合	

3. 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

(ア) 六甲山東端の山麓部から武庫川の間位置し全体的には緩い傾斜地に家屋が多い地区。

(イ) 山麓部に近い地域では土砂災害警戒危険区域に指定された場所があります。

(ウ) 周辺には下記の断層が存在します。



活断層
最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。

活断層（やや不明確）
活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。

(国土地理院都市圏活断層図及び宝塚市ホームページ (HP) /宝塚市の活断層による。

図-3.1 JR宝塚駅周辺の活断層位置図

【参考】「宝塚市地域防災計画」に記載されている想定地震規模

第1 想定地震の設定

本市域に甚大な地震被害をもたらす可能性のある地震であること。

また、防災拠点に甚大な被害が及ぶことを前提として地域防災計画を策定する観点から発生位置を設定すること。

以上の2つの要件を満たす地震として、以下のとおり、県内どこでも起こりうる断層（伏在断層）自身のうち、本市直下を震源とする内陸直下型地震を想定地震とした。

表-3.1 想定地震による被害想定上の前提条件

諸元 想定した断層の	断層の名称	想定される伏在断層
	地震のマグニチュード	6.9
	断層の長さ	17.0 k m
	断層上端の深さ	4.0 k m
	震源の位置	市役所直下

第2 想定地震による被害

想定される伏在断層の地震により、市域南部の低地などで震度6強の揺れとなり、北部の山地部では震度6弱～5弱の揺れとなる。

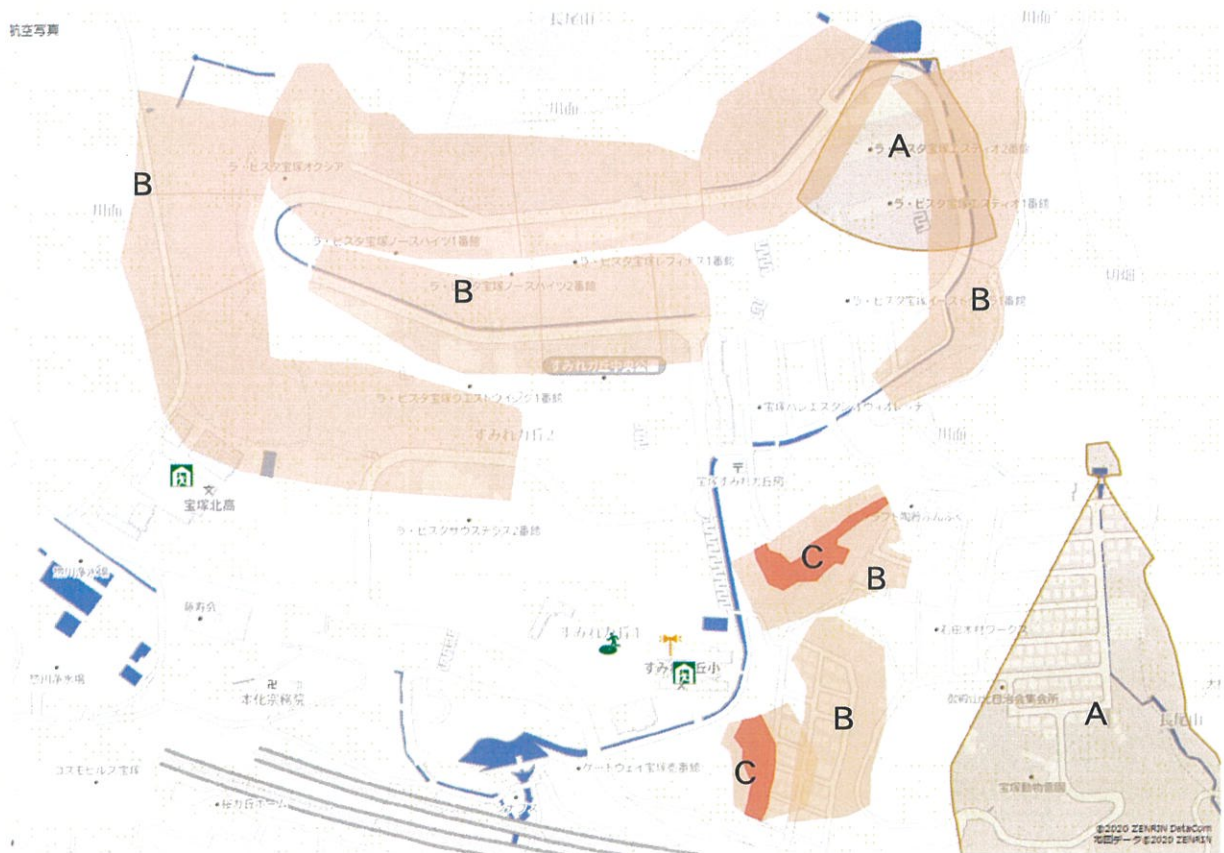
市街地部で液状化が発生した場合、市域のすべての方面で、建物倒壊、火災、ライフライン被害、道路・河川管理施設・鉄道などの土木構造物被害、土砂崩れなどの被害事案のいずれか又はすべてが発生するものと想定される。また、強風あるいは風向きなどにより、市街地部の建物密集地域で火災が発生した場合、延焼により被害が大きくなることが想定される。

土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、急傾斜地の崩壊^{※1}や土石流^{※2}が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域」に指定し、注意喚起しています。

※1 急傾斜地の崩壊：傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

※2 土石流：山腹が崩壊して土石流又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象
すみれが丘小学校区内の土砂災害警戒区域を図-3.2のとおりです。



土石流	<p>A.土砂災害警戒区域 </p> <p>土石流の発生の恐れがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p>
急傾斜地	<p>B.土砂災害警戒区域 </p> <p>①傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ②急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p>
	<p>C.土砂災害特別警戒区域 </p> <p>急傾斜地の崩壊による発生土砂量を算出し、一般的な木造建築物等に損壊が生じると想定される区域</p>

図-3.2 すみれが丘小学校校区内の土砂災害警戒区域
 (宝塚市 HP、WEB 版たからづか防災マップより抜粋)

(2) 過去の災害（宝塚市地域防災計画関連図書資料・様式編 令和2年6月より引用）

(ア) 阪神・淡路大震災「兵庫県南部地震」

1995年（平成7年）1月17日午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地 淡路島北部（北緯34度36分・東経135度02分）

震源の深さ 16km

規模マグニチュード 7.3

最大震度7（宝塚市JR宝塚駅東側・JR中山寺駅付近）

① 地震の特徴

人口350万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に解放されるタイプであった

② 被災概要

被災特徴は、大都市を直撃した地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、地下鉄が損壊し、ライフラインに壊滅的な打撃を与えた。宝塚市内被害状況は、以下のとおり。

- i. 人的被害、避難者数など
死亡者119人 負傷者2,201人（重傷393人・軽傷1,808人）
最大時の避難人数15,945人（1/18）、避難所数65ヶ所（1/20）、（5/21に避難所閉鎖）
- ii. 避難勧告
2地区、160戸、484人
- iii. 建築物被害
被害 家屋倒壊全壊/3,559棟 5,541世帯 半壊/9,313棟 14,819世帯（被災証明書発行に基づく棟数）
- iv. 火災
火災の発生4件、内建物火災3件（全焼2棟、部分焼2棟焼失面積183㎡）、車両火災1件
- v. 交通ネットワークの寸断
JR宝塚線、阪急宝塚線、今津線/不通・中国道/不通橋の破損や高架物の落下、建築物倒壊、陥没による国道、道路の寸断
- vi. ライフラインの寸断
電気 市内の一部停電 電話一部不通、回線集中による通信の混乱
水道 南部市街地の68%が断水 ガス89%停止 下水道一部管渠の破損（11ヶ所 3,100m）

(イ)風水害

すみれが丘小学校区内では、平成 21 年 10 月に強風による倒木が発生。

表-3.2 過去の風水害

発生年	年月日	原因	気象観測値	被害状況
平成 21 年	10 月 7 日 ～10 月 8 日	台風 18 号接近に 伴う降雨のため	降水量 61.0mm 時 間最大雨量 36.5mm	倒木等処 理

(3) 想定される災害

(ア) 災害対策基本法では、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害と定義されています。これら災害のうち、すみれが丘小学校区で発生する可能性のある自然災害として、地震（地震による火災を含む）、豪雨にともなう土砂災害を想定します。

(イ) 地震全国どこでも起こりうる活断層型の地震により、市南部の低地で震度 6 強の揺れとなることが想定されています。また、周辺地域には、有馬－高槻断層帯、上町断層帯等の活断層があるとされており、これらの活動に伴う大規模地震により、被害が発生するおそれがあります。また、南海トラフ地震では、市南部の低地で震度 6 弱の揺れとなることが想定されています。

(ウ) 校区内には土砂災害警戒区域（土石流）、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

4. すみれが丘小学校区防災委員会の防災活動の内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

『すみれが丘小学校区防災委員会』を定期的に開催し、情報公開します。

(ア) 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

(イ) 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

(ウ) 防災資器材の整備

防災資器材は、災害発生時に活躍します。地区での防災資器材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認します。

(エ) 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な状態が発生する可能性があります。公共機関と連携しながら、皆で力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

(ア) 情報収集・伝達活動

公共区間などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、地区住民および、防災関係機関に伝達します。

(イ) 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

(ウ) 救出・救護活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、皆で協力して建物の倒壊又は落下物などにより負傷者等が発生した場合、直ちに救出・救護活動を行います。

(エ) 避難誘導活動

被害の状況により、地区住民の生命に危険が生じ、又は生じる可能性がある場合は地区住民を最寄りの避難所などへ安全な経路で誘導します。

(オ) 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食、給水活動を行います。

(3) 災害発生後の活動

すみれが丘小学校区の地区災害対策本部は、すみれが丘小学校に設置します。

※地区災害対策本部設置までの初期対応及びその後の情報収集拠点として、ラ・ビスタ宝塚
団地管理センター（コミュニティセンター）内に地区連絡所を設置します。

※指定避難所：すみれが丘小学校（地域全体の災害対策本部が設置される）

地震災害以外の自然災害・土砂崩れ・がけ崩れ等の災害にも準用する。

(4) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子供など、人の助けを必要とする（避難行動要支援者（災害時要援護者））です。こうした避難行動要支援者（災害時要援護者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。